

原発事故による損害賠償について

「納得できていない」

「請求漏れがあるかも」と思いながら

平日昼間には時間を取れなかった皆さん



16時から20時まで**開**所時間を**延**長して
お話を伺います

原子力損害賠償紛争解決 (ADR)センター 福島事務所

夜間臨時開所

参加費
手続費用
無料

2024年8月~12月 第1水曜日

8月7日 9月4日 10月2日 11月6日 12月4日



2025年

1月8日(水)

1回あたり30分で、完全予約制(先着順)

①16:00~ ②16:45~ ③18:00~ ④18:45~ ⑤19:30~

ご予約は電話で 024-941-0164 (予約電話受付 平日10時~16時)

- 以下の参加方法から、お選びください。



電話



対面(福島事務所へ来所)

オンライン
(Zoom会議)



- 夜間臨時開所時は特別に、弁護士資格を有するADRセンターの専門家が、原発事故による損害について個別にお話を伺い、その場で賠償請求のための申立書を作成できます。
- 住民票や現在お住いの場所を問わず、ご利用いただけます。
- 参加方法により、予約受付期間が異なります。詳しくは裏面をご覧ください。



文部科学省

ご予約は電話で **024-941-0164**
 (予約電話受付 平日10時~16時)

予約受付期間

開催日の1か月前の
第1木曜日より
 先着順で受け付けます

* 9月4日分のみ第2木曜日の
 8月8日(木)より受け付けます

参加方式ごとの**受付終了日時**



オンライン
 (Zoom会議)

電話

開催日の一週間前までに
 お電話ください

* 1月8日分のみ12月25日(水)まで
 のご予約となります

対面
 (福島事務所来所)



開催当日の16時まで
 に
 お電話ください

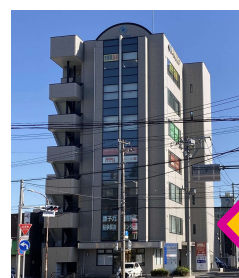
開催日	受付開始日時	受付終了日時	受付終了日時
8月7日(水)	7月4日(木) 10時	7月31日(水) 16時	8月7日(水) 16時
9月4日(水)	8月8日(木) 10時	8月28日(水) 16時	9月4日(水) 16時
10月2日(水)	9月5日(木) 10時	9月25日(水) 16時	10月2日(水) 16時
11月6日(水)	10月3日(木) 10時	10月30日(水) 16時	11月6日(水) 16時
12月4日(水)	11月7日(木) 10時	11月27日(水) 16時	12月4日(水) 16時
1月8日(水)	12月5日(木) 10時	12月25日(水) 16時	1月8日(水) 16時

- 下記のADRセンター福島事務所で実施します。
 通常の開所時間における窓口は2階ですが、今回の夜間臨時開所の実施場所は5階となりますので、テナント用エレベーターで5階にお越しください。



文部科学省

ADRセンター福島事務所



福島県郡山市方八町1-2-10
 郡中東口ビル2階・5階
 ※入居者用ではなくテナント用
 エレベーターをご利用ください

エレベーター入口はこちら

【郡山駅東口より徒歩5分】

通常の開所日時 平日9時~17時

(申立書の記載の仕方の一般的な説明や
 受領を行っています。こちらは予約不要です。)